

【別表 3】

第 1 欄	第 2 欄
ア 年齢の高い順に 1 人目の児童	別表 1 に定める額（別表 2 に該当する世帯の場合は、別表 2 に定める額）
イ 年齢の高い順に 2 人目の児童	別表 1 に定める額（別表 2 に該当する世帯の場合は、別表 2 に額） $\times 0.5$
ウ 年齢の高い順に 3 人目以降の児童	無料